

## 英語民間資格・検定試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の 在り方の検討において指摘された課題（概要）

### I. 大学入学者選抜や高等学校教育との関係にかかる課題

#### 1. センター試験（既存試験）との関係

- 平成29年（2017年）7月13日に文部科学省が公表した「大学入学共通テスト実施方針」において、共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検生・高校・大学への影響を考慮し、英語資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という）、その試験結果及びC E F Rの段階別成績表示を要請のあった大学に提供すること等とされた。
- 平成36年度（2024年）以降、大学入学共通テストを実施せず資格・検定試験に一般化する方針とされたこと、また資格・検定試験の期間と回数に制限が設けられたことにより、大学入試英語4技能評価ワーキンググループにおいて受検生が希望する資格・検定試験を2回確実に受検できる体制が整うかという点が問題となり、受検生が何月に資格・検定試験を受検するかなどのニーズ調査が行われたが、4技能評価ワーキンググループにおいては受検機会の確実性に関する論点は残された。

#### 2. 大学入試センターと英語民間試験の実施団体との関係

- 大学入試センターと資格・検定試験実施団体との関係から、大学入試センターが検定料を下げるなどを実施団体に指示・命令することはできず、参加要件の範囲内で、実施団体が検討した結果の枠組みで実施することとなった。
- 実施主体間の関係は相互に独立しており、検定料、試験日程、会場、障害者対応等について相互が協調したり連携したりする関係にはなかった。

#### 3. 学習指導要領との兼ね合い

- 平成29年（2017年）7月13日に文部科学省が公表した「大学入学共通テスト実施方針」において、英語の4技能評価にあたり、英語資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し（認定試験）、その試験結果及びC E F Rの段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとされた。
- 学習指導要領との整合性については、大学入試センターが「認定」に当たって確認することで担保するものと説明された。

#### 4. 高等学校教育への影響

- 学習指導要領では英語 4 技能を総合的に育成することが明記されている一方で、大学入試では、従来のような 1 技能や 2 技能の試験、和訳問題、文法問題が出題されることから、大学入試に英語 4 技能試験を導入することにより、高等学校の英語教育が変わることを期待する意見がある一方、英語 4 技能試験と現行のような暗記型の試験が併存した場合には高校生の負担が増えるため、現行の大学の個別入学者選抜の改善が必要という意見があった。また、英語 4 技能試験に高等学校の教育現場が対応できるかを懸念する意見もあった。これらの具体的な対応策について議事録等からは確認できなかった。
- 受検の早期化を抑制し、高校生の負担を軽減するため、平成 29 年（2017 年）7 月 13 日に文部科学省が公表した「大学入学共通テスト実施方針」において、英語 4 技能評価の対象となる試験結果は、高校 3 年の 4 月から 12 月の間の 2 回までの試験結果とされた。

## Ⅱ. 受検生の個別事情への対応にかかる課題

### 5. 障害のある受検生への対応

- 大学入試センターの「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成 29 年（2017 年）11 月 1 日）」において、英語資格・検定試験実施団体の要件の中に、「障害等のある受検生への合理的配慮をしていることを公表していること」と定めた。
- 文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成 30 年（2018 年）8 月 10 日）」において、「各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように取り扱うこととする」と定めた。
- 各英語資格・検定試験実施団体から、障害のある受検生への対応を公表することとされ、「英語 4 技能試験情報サイト」において、具体的内容が公表された。（平成 30 年 12 月）
- 文部科学省の「令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱（令和元年（2019 年）6 月 4 日）」において、各教育委員会・都道府県・大学等に対し、障害等の種類・程度によって不利益が生じないように十分に配慮するものとされた。ただし、具体的な対応策については各実施団体及び各大学に委ねられた。

### 6. 特別な事情のある受検生（帰国子女、既卒者等）や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応

文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（追加分（平成 30 年（2018 年）8 月 10 日）」において、下記について定められた。

#### （1）帰国子女

- 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、大学入試英語成績提供システム参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができること。

#### （2）既卒者

- 受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて、受検年度の前年度の試験結果を、大学の判断により活用できるよう提供できること。

#### （3）病気等のやむを得ない事情で受検できなかった者

- 受検年度の前年度の参加試験の結果を活用できるよう提供できること。

また、受検生の英語力に応じて、下記の議論があった。

#### （4）受検生の幅広い英語力を評価する際の課題について

- CEFR 対照表の A 1 レベルの受検生が全体の約 7 割を占める中で、CEFR の A 1 レベルに対応した難易度の低い試験も必要ではないかとの指摘があり、最終的に、参加要件を満たした資格・検定試験全体で CEFR の A 1 レベルから C 2 レベルまでをカバーするものとなった。

#### （5）高校 2 年生時点で一定のレベルがある者

- 高校 2 年の段階で CEFR 対照表の C 1 以上であり、かつ、条件を満たした受検生については、高校 3 年の 2 回受検に代えて高校 2 年時の C 1 以上の成績を活用できる例外を認めるのはどうかとの提案があったが、議論の結果、そのような例外措置は設けられなかった。

## 7. 受検に係る経済的事情（受検料や複数回受検に伴う負担等）への対応

### （1）経済的に困難な者への対応

- 文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年（2017 年）7 月 13 日）」において、「英語資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定するに当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを求める。」と定めた。
- 大学入試センターの「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成 29 年（2017 年）11 月 1 日）」において、実施団体の要件の中に、「経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること」と定めた。
- 文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成 30 年（2018 年）8 月 10 日）」において、経済的に困難な者については、「C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する等の一定の要件を満たした場合は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、高校 2 年時に受検した大学入試英語成績提供システム参加試験の受検結果を活用することができる」と定めた。
- 基本的に試験受検料は各実施団体に委ねられるものであり、全体的に均一な受検料の低額化は図られなかった。

### （2）受検回数の制限

- 文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年（2017 年）7 月 13 日）」において、「受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校 3 年の 4 月から 12 月の間の 2 回までの試験結果を各大学に送付する」と定めた。

## 8. 受検に係る地域的事情への対応

(1) 受検にかかる地域的事情への対応が不十分にならないか

○文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（平成29年（2017年）7月13日）」において、実施団体を大学入試センターが認定する方式にすることにより、「実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保する」と定めた。

○大学入試センターの「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成29年（2017年）11月1日）」において、実施団体について以下の要件を定めた。

- ・毎年度4月から12月までの間に実施する複数回の試験は、原則として、毎年度全都道府県で実施すること。
- ・ただし、当分の間、受検希望者が著しく少ない地域では、近隣の複数県を合わせた地域で合同実施することができる。この場合であっても、全国各地の計10か所以上で複数回の試験を実施していることを要するものとする。
- ・その試験に申し込んだ受検希望者の受検機会の確保に努めること。

○文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成30年（2018年）8月10日）」において、「離島・へき地に居住または通学している者については、その負担軽減のため、CEFR対照表のB2以上に該当する結果を有する等の一定の要件を満たした場合は、高校3年の4月から12月の2回に代えて、高校2年時に受検した大学入試英語成績提供システム参加試験の受検結果を活用することができる」と定めた。

(2) 受検機会の確保・試験会場の確保について

4技能評価ワーキンググループにおいて議論が続けられ、下記対応が行われた。

○文部科学省は、全国の高校に対して行ったニーズ調査結果を踏まえ、受検機会の確保ができるように、各実施団体に実施スケジュールの検討を求めた。

○文部科学省は大学及び地方公共団体に対し会場設置への協力を要請する通知を発出した。ただし、委員から下記を懸念する指摘があった。

- ・ニーズ調査の結果自体、既卒者への調査が含まれていないのではないか。
- ・高校を試験会場とする点については、公平性・公正性に問題があるのではないか。

## Ⅲ. 英語民間試験の実施体制関係

## 9. 大学入試英語成績提供システムにおける外部試験選定実施方法

○「大学入学共通テスト実施方針（平成29年（2017年）7月13日）」において、大学入学者選抜においても4技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等に広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することとされた。

また、「大学入学共通テスト実施方針策定にあたっての考え方（平成29年（2017年）7月13日）」において、

- ①学習指導要領との整合性については、大学入試センターの「認定」を通じ、認定試験と学習指導要領との対応関係を確認する、
- ②採点の質については、各認定試験実施団体に、採点の質を確保に関する客観的な検証を行い、そのプロセスに関する情報を記録・公開することを求める、
- ③異なる資格・検定試験の結果の比較については、各認定試験実施団体に、試験問題、評価の観点、採点基準がCFFRと対照していることを示す客観的な検証方法・結果を公表することを求める、とされた。

○しかしながら、検討・準備グループの第12回会議（平成30年（2018年）3月27日）において、「大学入試英語成績提供システム参加要件」の確認結果の報告に対し、

- ・全認定試験が高等学校の学習実態を正確に測れるのか、
- ・学習指導要領に基づく高等学校の英語教育の成果として、まずは適切な評価がされる仕組みが大事、といった意見が出されている。

○また、4技能評価ワーキンググループの第3回会議（平成31年（2019年）1月30日）において、試験問題の漏洩の対策について試験実施団体から説明がなされ、文部科学省から、実施主体における試験問題作成者と公式問題作成者の遮断に関する状況を一覧にして説明がなされた。

## 10. C E F R対照表を活用することの適切性

- 「大学入学共通テスト実施方針（平成29年（2017年）7月13日）」において、①資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し、その試験結果（スコア）及びC E F Rの段階別成績表示を要請のあった大学に提供する、②国は、活用の参考となるよう、C E F Rの段階別成績表示による対照表を提示する、こととされた。
- また、「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成29年（2017年）11月1日）」においては、「成績については、スコア（バンド表示も含む。）並びにC E F Rの段階別成績表示および合否（判定している場合）のデータをセンターに提供すること」との参加要件が定められた。そして、C E F R作業部会においては、各民間資格・検定試験団体におけるC E F Rとの対応関係に関する検証がなされた上で、平成30年（2018年）3月5日、各資格・検定試験について、上記参加要件を満たしていることが確認できたとした上で、本対照表については本作業部会として了承したものとする旨、同意された。
- 参加要件を満たしていることが確認された試験では、各レベルに相当する能力を技能ごとに記述した概要が整理され、資格・検定試験の試験結果をC E F Rに関連付ける際には、欧州評議会で定めるルールに則り、資格・検定試験の目的・設計を前提として、その問題に正答するために必要な能力と各レベルの概要の対応関係について専門家による検証が行われていると判断された。

## 11. 大学入試英語成績提供システムの在り方

### （1）成績データ提供の方法

- 「大学入学共通テスト実施方針（平成29年（2017年）7月13日）」において、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し・・・その試験結果及びC E F R・・・の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとされた。
- また、「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成29年11月1日）」において、（成績）データの管理・提供について、7項目を満たすことが参加要件の一つとされた。加えて、「『大学入試英語成績提供システム』の概要」において、試験実施主体からセンターへの成績送付に関し、「試験実施主体は、センターへの成績送付の対象となる資格・検定試験にかかる受検生の成績（スコア、「各資格・検定試験とC E F Rとの対照表」（平成30年3月文部科学省公表）に基づくC E F Rの段階別表示、合否（判定している場合）等、センターが定めるもの）を、電子データによりセンターに送付」することとされた。

### （2）データ保管のコスト

- データ保管のコストに関しては、大学入試センターと試験実施主体の分担について、各試験実施主体と締結される協定書において定められた。協定書には、基盤整備に必要となる費用は、センターが負担するものとされ、成績提供システムの保守管理運用等、成績提供システムの運用のために恒常的に必要となる費用は、センター及び成績提供システムに参加する試験実施主体の共同負担とされた。

## 12. スピーキング・ライティングの採点者並びに試験監督官等の確保と公平性

○「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動」において、適正・公正な試験実施体制について、「資格・検定試験関係団体は適正かつ公正で透明性の高い試験を実施するため、試験実施体制、受検手続等について、わかりやすく公開することが求められる。またこれらについて学校等関係者の間で共通理解を図ることに努める。」と定められた。

○また、「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成29年（2017年）11月1日）」において、「試験監督および採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること、その際、次の（1）及び（2）の要件を満たしていることが参加要件とされた。

（1） 会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校等の教職員でないこと。それ以外の試験の実施に協力する者としては、同教職員の参画を認めるが、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すこと。

（2） 受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関わらないこと。」「採点の質を確保するための方策を公表していること」等

## 13. 試験実施等のトラブルへの対応策

○4技能評価ワーキンググループにおいて、実施試験に重大なトラブルがあり試験結果が使えない場合について、各実施団体において対応策が検討され、情報が共有された。9月、11月及び1月末の3段階の成績提供時期における、それぞれの最終回の試験にトラブルがあった場合の再試験について、各実施団体から、再試験は可能であるものの成績提供期日に間に合わない可能性があるとの説明があった。

○これに対し、それぞれの成績提供時期における最終回の試験トラブルへの対応の準備が不十分との指摘があった。

## 14. 適時適切な情報開示

（1）受検地、回数、受検料に係る情報の不足が指摘されている点について

○令和元年8月27日、関連情報を一元的に整理した大学入試英語ポータルサイトを開設。一方、12月に実施する試験への受検者集中の懸念があることや、各実施団体の試験実施スケジュール等の詳細が決まっていないことや一層の情報の早期開示の要望があった。

（2）最終回の試験実施スケジュール等に関する認識の齟齬及び情報の不足

○「大学入学共通テスト実施方針」において、英語の4技能評価試験については高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果を対象とすることとされ、また、「大学入試英語成績提供システム参加要件」において、高校3年の4月から12月の間で複数回の試験を実施することが要件とされた。

○一方で、4技能評価ワーキンググループにおいて、各実施団体が具体的な試験スケジュール等を検討する段階になって、各試験実施団体の採点期間及びセンターの成績提供期間等の制約から、12月の試験を実施できる団体が少ないことが判明し、高校関係者等から、受検の早期化等の観点で批判が出た。

## 15. 上記 1～14 を通じた課題

- 英語 4 技能の評価については、グローバル化に対応した英語教育改革の観点から議論が進められており、教育再生実行会議、中教審高大接続特別部会、高大接続システム改革会議等においては、高等学校教育、大学教育改革、大学入学者選抜の 3 つの一体改革をテーマとして幅広く検討されるなかで、英語 4 技能の評価に民間資格検定試験の活用の促進という大枠や方向性は示されたものの、それについて深く議論されることはなかった。
- 大学入学者選抜に係る英語 4 技能の評価について本格的に議論が始められたのは、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループからであり、英語 4 技能を評価するための複数の案（大学入試センター単独実施案、民間委託、民間資格検定試験活用等）がそれぞれの課題とともに検討された。
- そして、民間資格検定試験を活用する方向性が決まり、その活用に係る多様な課題や懸念（受検回数、受検日程、受検場所、検定料、経済格差・地域格差への配慮、障害のある受検生への配慮、トラブル対応等に加え、学習指導要領や高校教育との関係、成績の提供の仕方など多様な論点）が出された。
- だが、それらの解決に向けて対応方策や取り組みがなされたものの、大学入試センターが参加要件を満たすものと認定した民間資格検定試験実施団体と協定を締結して実施するとの枠組みの下で、民間試験実施団体や大学に対して、配慮を求める形での対応となり、課題や懸念を十分に払拭できる取組を示すことができなかった。

## 英語民間試験活用のための「大学入学英語成績提供システム」導入延期に至る経緯

- 大学入試英語成績提供システムについて、令和元年10月25日時点で、大学（短期大学含む）の629校、全体の58.9%が利用予定となったが、英語民間試験の実施会場について、11月1日時点でも、実施予定の地方名の公表にとどまるものが1団体1試験、実施予定の都道府県名の公表にとどまるものが4団体6試験（うち2団体2試験は一部について具体的な実施会場名まで公表）、実施予定の市町村名の公表にとどまるものが1団体1試験となっており、全ての実施会場名が公表された試験はなかった。
- また、各民間英語試験に係る受検生の経済的負担の軽減についても、11月1日時点で各試験実施団体から示されている対応では、1団体1試験が対応を検討中、5団体7試験（うち1団体1試験は一部については対応を検討中）が経済的に困難な受検者向けの検定料の設定を行っているが、各試験の検定料の軽減率は5%～20%、平均では6.4%となっている。
- 「文部科学省としても、大学入試センターを通じてということもあり、民間試験団体との連携調整が十分でなく、各大学の活用内容、民間試験の詳細事項等の情報提供不足等準備の遅れにつながる事となりました。」「大学入試英語成績提供システム」は、現時点において、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して試験を受けられるような配慮など、文部科学大臣として、自信を持って受験生の皆様にお薦めできるシステムにはなっていないと判断せざるを得ません。」「これ以上、決断の時期を遅らせることは混乱を一層大きくしかねないため、ここに、来年度からの導入を見送り、延期することを決断いたしました」との表明がなされるに至った。